

品川区重度障害者等就労支援特別事業

事業概要

重度障害のある方に、福祉施策と雇用施策が連携して本事業により、通勤・職場において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、重度障害者の就労機会の拡大を図り、雇用を促進します。

対象者

以下の要件をすべて満たしている区民の方が対象となります。

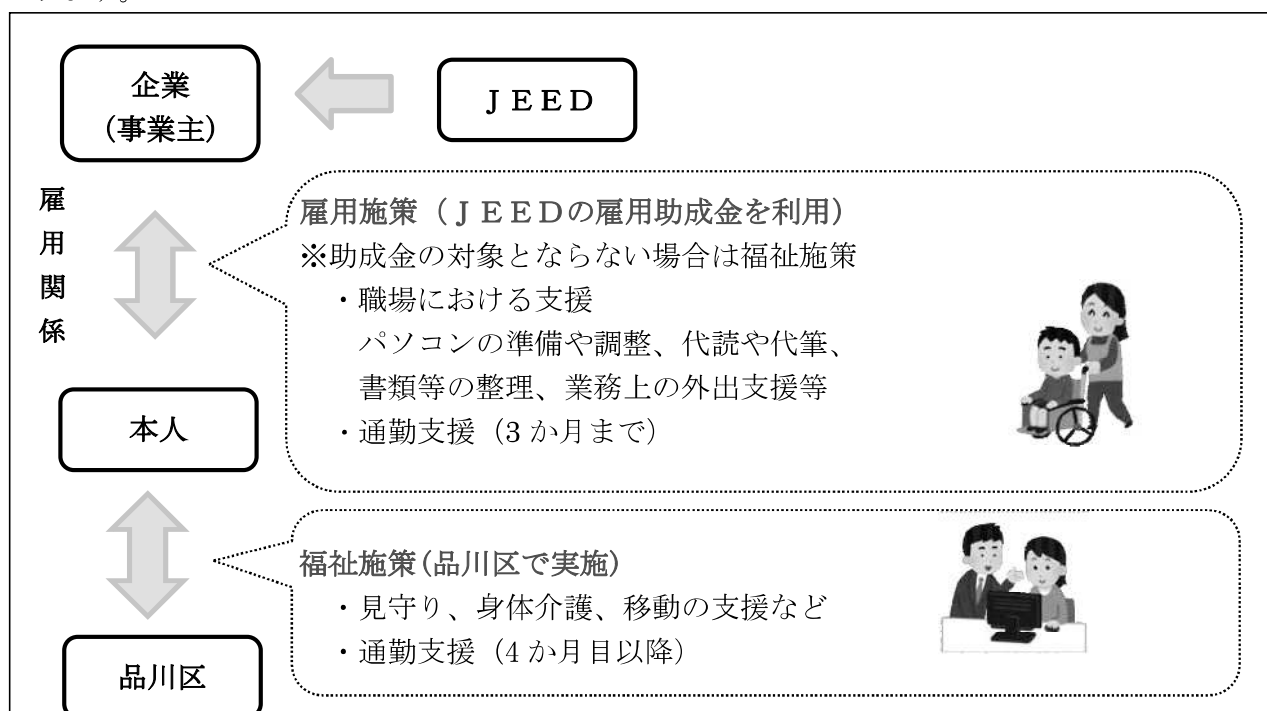
- ① 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を品川区から受けている方。
- ② 民間企業に雇用されている方、または自営業者等の方。
- ③ 1 週間の所定労働時間が 10 時間以上であること。

ただし、民間企業に雇用されている方で、1 週間の所定労働時間が 10 時間未満であっても、当該年度末までに 10 時間以上に引き上げることが支援計画書において確認できる方を含む。

- ④ この事業を行うことにより、所得の向上が見込まれる方。

事業内容

民間企業に雇用されている方は、企業（事業主）が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という）の助成金を活用して、業務上必要な支援を行うことが前提となります。



利用の流れ

相談

- ・同行援護等障害福祉サービスの計画相談支援を契約している相談支援事業所へ相談ください。相談支援事業所等で『支援計画書』を作成してもらいます。
- ・相談支援事業所が不明な場合は下記の問い合わせ先へ連絡ください。

J E E D へ
確認

- ・民間企業に勤務する人は、『支援計画書』を J E E D に提出してください。J E E D が、支援計画書を受付・確認します。
- ・自営業者等の助成金の対象外の人は、J E E D の確認は不要です。

申請

- ・申請に必要な下記の書類をそろえて、相談支援事業所等へ提出してください。
 - ① J E E D 確認済の『支援計画書』
 - ※自営業者等の人は確認不要
 - ②『品川区重度障害者等就労支援特別事業支給申請書兼利用負担減額・免除申請書』
 - ③雇用計画書の写し（被雇用者に限る）
 - ④自営業者であることを証する書類（自営業者に限る）

決定
利用開始

- ・区が支給決定を行い、『品川区重度障害者等就労支援特別事業利用決定通知書』を申請者宛に送付します。
- ・申請者がヘルパー事業所と利用契約を行い、利用を開始します。
- ・勤務内容等が変更した場合は、変更手続きを行ってください。
- ・継続の場合は、1 年ごとに更新の手続きが必要となります。

利用者負担

サービスの提供に要した費用の 1 割が利用者負担になります。ただし、利用者本人と配偶者の特別区民税所得割額に応じ、下記の月額が利用者負担上限額となります。

区分	対象	利用者負担上限額
利用者負担免除	住民税非課税世帯 生活保護受給世帯	0 円
一般 1	住民税課税世帯 (特別区民税所得割 16 万円未満)	9,300 円
一般 2	住民税課税世帯 (特別区民税所得割 16 万円以上)	37,200 円

問い合わせ先

福祉部 障害者支援課 障害者相談支援担当
〒140-8715 品川区広町 2-1-36
TEL:03-5742-6711 FAX:03-3775-2000